

宝塚市営霊園事業計画見直しの概要

1 背景・目的

平成 29 年 11 月に、標記の計画を策定の上、平成 30 年度から長尾山霊園、西山霊園、宝塚すみれ墓苑の会計を特別会計に統合し、市営霊園を運営してきました。

計画策定から、5 年が経過し、墓所貸出の計画数と実績数の乖離が生じてきたことや、墓地に対する考え方も変化してきたことから、令和 2 年度に「墓地等に関する市民意識調査」を実施し、多様化する墓地需要を把握するとともに、資金計画の収支状況を踏まえ、新たな墓地ニーズに即した計画とするため、計画の改定を行うものです。

年 度			H30	R 元	R2	R3	備考	
貸出	宝塚すみれ墓苑	一般	実績	45	32	22	55	計 154
		一般	計画	22	23	23	23	計 91
	合葬墓	実績	396	141	92	99	計 728	
		計画	50	50	50	50	計 200	
	長尾山霊園	実績	32	32	31	14	計 109	
		計画	28	29	29	29	計 115	
収 支 (千円)			実績	64,938	△68,630	△87,181	△62,426	計△153,299
			計画	△79,168	△74,960	△75,988	△77,111	計△307,227
運営基金残高 (千円)			実績	628,631	560,001	472,820	410,394	R3 末計画比
			計画	440,145	365,185	289,196	212,085	増減 198,309

2 主な改定内容

(1) 資金計画に関して

◆一般会計からの繰入開始年度の先送り

宝塚すみれ墓苑取得に係る用地及び造成に関する費用分の一般会計からの繰入開始年度を、令和 6 年度から令和 8 年度に先送りする。

◆永代管理料基金の閉鎖

令和 5 年度に市営霊園永代管理料基金を閉鎖し、市営霊園運営基金に積み立てる。

◆長尾山霊園、西山霊園の墓所返還に伴う還付金の見直し

平成 29 年 9 月 1 日以前に使用を許可した長尾山霊園及び西山霊園の墓所返還に伴う使用料の還付は行わない。

(2) 宝塚すみれ墓苑に関して

◆樹木葬式墓所の整備、貸出

区 分	使用料の金額 (税別)	使用期間	備考
共同埋蔵型	20 万円/1 体	永年	
大型シンボルツリー型	80 万円(2 体埋蔵可)	永年	
小型シンボルツリー型	50 万円(2 体埋蔵可)	許可日から 20 年間	焼骨は、20 年の使用期間経過後、共同埋蔵型に市が改葬。
ガーデニング型	70 万円(2 体埋蔵可)	許可日から 20 年間	

◆合葬式墓所の貸出要件の緩和

年齢及び居住地に係る規定を廃止するとともに、身寄りのない方の申込も受付可能とする。

◆上水道工事

中水エリアを上水化することで、増加傾向である修繕費を削減でき、水質の安定化を図る。

(3) 長尾山霊園に関して

◆使用対象者の拡大

貸出数の上積みを図るため、市民限定の要件を撤廃する。

◆取水送水設備の更新

老朽化の著しい貯水ダムからの取水設備及び膜ろ過後の水の送水機械設備を更新する。

(4) 西山霊園に関して

◆返還区画の再貸出

区画の面積確定や使用者調査を行ってきたこと、返還区画が発生していること、市民から再貸出の要望があることから、市民を対象に令和7年度から再貸出を行う。

◆来園者用駐車場の整備

駐車場がないため、区画の再貸出に向け、管理事務所裏に整備する。